

都市計画石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区地区計画 新旧対照表

変更後

名称		⑨ 石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区地区計画				
位置		加茂市石川2丁目・幸町2丁目・新栄町及び大字加茂字馬寄の各一部				
面積		約21.0ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、新市街地の中にあり、加茂川、石川公園、加茂高校、広大な田畑等に近接し、市役所、文化会館、産業センター、石川小学校、特別養護老人ホーム平成園及び第二平成園等の公共施設や大型店舗等が所在し、また、良好な住宅地が形成されている。今後とも、公共施設等集積地区や専用住宅地区としての良好な都市環境と住環境の維持、形成を図る。				
	土地利用の方針	A地区は、小学校、特別養護老人ホームを含み、一戸建て住宅を中心とした低層住宅地の土地利用を基本として、小規模の店舗、事務所等の住民の利便施設の立地を許容しつつ、用途の混在の少ない専用住宅地として、調和のとれた快適な住環境を目指す。 B地区は、市役所、文化会館及び産業センターを中心とした公共施設等集積地区を目指す。 C地区は、B地区と併せて公共施設等集積地区を目指す。				
	地区施設の整備方針	道路の維持、保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	A地区は、良好な住環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を定める。 B地区及びC地区は、公共施設等集積地区にふさわしい都市環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。				
地区整備計画	地区区分	地区の名称	A地区 (第1種住居地域)	B地区 (第1種住居地域)	C地区 (準工業地域)	
		地区の面積	約11.4ha	約5.2ha	約4.4ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0.75kwを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0.75kwを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)公衆浴場、ホテル、旅館及びカラオケボックス、劇場、映画館、ボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (2)パチンコ屋、マージャン屋、ダンスホール、キャバレー等その他これらに類するもの (3)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に付属するものを除く。）その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (4)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	

変更前

名称		⑨ 石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区地区計画				
位置		加茂市石川2丁目・幸町2丁目・新栄町及び大字加茂字馬寄の各一部				
面積		約21.0ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、新市街地の中にあり、加茂川、石川公園、加茂高校、広大な田畑等に近接し、市役所、文化会館、産業センター、石川小学校、特別養護老人ホーム平成園及び第二平成園等の公共施設や大型店舗等が所在し、また、良好な住宅地が形成されている。今後とも、公共施設等集積地区や専用住宅地区としての良好な都市環境と住環境の維持、形成を図る。				
	土地利用の方針	A地区は、小学校、特別養護老人ホームを含み、一戸建て住宅を中心とした低層住宅地の土地利用を基本として、小規模の店舗、事務所等の住民の利便施設の立地を許容しつつ、用途の混在の少ない専用住宅地として、調和のとれた快適な住環境を目指す。 B地区は、市役所、文化会館及び産業センターを中心とした公共施設等集積地区を目指す。 C地区は、B地区と併せて公共施設等集積地区を目指す。				
	地区施設の整備方針	道路の維持、保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	A地区は、良好な住環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を定める。 B地区及びC地区は、公共施設等集積地区にふさわしい都市環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。				
地区整備計画	地区区分	地区の名称	A地区 (第1種住居地域)	B地区 (第1種住居地域)	C地区 (準工業地域)	
		地区の面積	約11.4ha	約5.2ha	約4.4ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0.75kwを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0.75kwを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)公衆浴場、ホテル、旅館及びカラオケボックス、劇場、映画館、ボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (2)パチンコ屋、マージャン屋、ダンスホール、キャバレー等その他これらに類するもの (3)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に付属するものを除く。）その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (4)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	

変更後

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途制限	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	(5)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む）でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
		壁面の位置の制限	市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線及び市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	地盤面から12mとする。 (小学校除く)	_____	_____
備考		区域は計画図面表示のとおり			

変更前

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途制限	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの	(5)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む）でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
		壁面の位置の制限	市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線及び市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	地盤面から12mとする。 (小学校除く)	_____	_____
備考		区域は計画図面表示のとおり			